

参考4 . 各地の取り組み事例

歴史的まちなみのある地域での防災活動

(岐阜県高山市)

- 高山市の三町では、江戸後期からつづく町屋が多くみられるが、防火的には弱く、江戸時代以降、大火災が何度も発生している。
- ハード的な対策として、防火水槽や消火栓の整備のほか、延焼防止に役立つよう「土蔵」の改修や補強を行っている。
- ソフト的な対処としては、古くから地域の消防活動が盛んで、火の用心の夜廻りなどに受け継がれている。近年ではさらに、防災リーダーの育成や女性自衛消防隊の結成などによって、地域の自主防災力の向上が図られている。



高山市三町の商家町（まちなみネット提供・三沢博昭撮影）

伝統的建造物の外観保存と防火性の向上

(京都市祇園新橋)

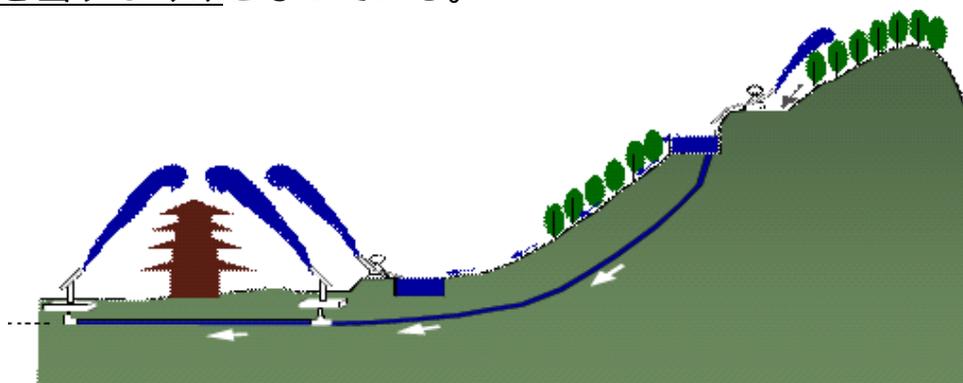
- 祇園新橋地区では、木造の伝統的町家の保存が図られているが、木造建造物は耐火性が低いため、飲食店などの建替えに際しては、木の使用などに厳しい制限がある。
- 建替えの際には、外観は伝統的な木造の町屋様式としつつ、内部構造は防火性を重視して鉄筋コンクリート造とすることにより、伝統的町家の外観の保存と防災機能の向上と両立させている。



祇園新橋 (まちなみネット提供・三沢博昭撮影)

寺社による消火水利の整備（京都市本願寺水道）

- 東本願寺は、過去数度の火災にみまわれた。
- 明治の大火後の本堂再建にあわせて、本願寺では、独自の防火用水「本願寺水道」を整備した。
- 「本願寺水道」は、琵琶湖疏水を水源とし、総延長約 5km の送水管によって、境内まで送水するものである。山腹に設けた貯水池と境内との標高差により、境内でバルブを開けば水を噴き出すしくみとなっている。



本願寺水道の概念図



1897年8月3日「噴水防火大試験」の様子

住民のための消火施設の整備・水環境の活用

(岐阜県白川郷)

- 白川郷では茅葺き屋根の合掌造りを保存しているが、火災に対して非常に弱く延焼しやすい。
- そこで、その対策として白川村では、消火栓と放水銃を集落にくまなく整備することにより、火災時の延焼を防止している。こうした設備をおさめる収納庫は、景観に配慮して屋根ぶせとなっている。
- 集落に流れ込む水を家屋や田畑などに供給する水路網が形成されており、日常時には生活・農業用水として利用されているが、非常時には消火用水として活用される。



白川郷の放水銃（左）と水路（右）

オープンスペースの緑地化・活用（石川県金沢市）

- 金沢は、武家屋敷など伝統的建造物が残るまちであるが、木造建造物が多いため、防火性は高くない。
- まちの小路や坂道の途中には、「広見（ひろみ）」とよばれるやや広い場所が存在する。広見は、戦国時代に敵を誘い込む目的などでつくられた歴史あるオープンスペースである。
- 「広見」を、延焼防止のために緑化したり、消火に役立つよう防火水槽を設置したりすることによって、まちの防災性の向上している。
- 金沢特有の「広見」を利用することにより、伝統的な景観・環境の保存と、防災性の向上の両立が図られている。



六斗の広見（金沢市提供）

既存空間の緑地化・水利導入（東京都豊島区）

- 豊島区には火災の危険の高い地域が多く、不燃促進事業がすすめられており、児童・PTA や地域の人々が参加して、住民主体の防災まちづくりが行なわれている。
- 池袋第三小学校では、敷地周辺に防火用水のための小池やせせらぎをつくとともに、道路との敷居を防火性のある生垣とした。住民主体でつくられた緑や水空間は、非常時のまちの防災性を向上させるとともに、まちの日常に潤いをもたらし、地域コミュニティを活性化に寄与している。



豊島区池袋第三小学校
（地域防災データ総覧「防災まちづくり編」（財）消防科学総合センター）

既存広場の防災機能の強化（東京都足立区）

- 足立区では、人々に親しまれるような工夫をした防災公園を整備している。
- 「防災果樹園」では、コミュニティ活動の場となるよう果樹が植えられ、日常は、地域の人々が果樹の手入れを行なう。
- 非常時には、設置された貯水槽や消火栓を消防活動に利用する。
- 「防災果樹園」は、日常時から人々に利用されており、非常時の対応も円滑に行われることが期待される。



足立区の防災広場
（地域防災データ総覧「防災まちづくり編」（財）消防科学総合センター）

地域における福祉活動と防災活動の連携

(京都市春日学区)

- 京都市春日学区では、「春日学区福祉防災地図」の作成が行われている。
- 「福祉防災地図」には、福祉活動に役立つよう一人暮らしの世帯の位置などとともに、防災活動に役立つよう消火栓や防火水槽などの位置なども記載されている。
- 「福祉防災地図」の活用などによって、平常時の福祉活動と非常時の防災活動とが結びつくことによって、実効性の高い地域の自主防災体制が構築されている。



春日学区福祉防災地図（（財）京都市・景観まちづくりセンター提供）

地域伝承を活かした防災まちづくり

(東京都世田谷区)

- 世田谷区太子堂地区は、木賃アパートが密集し、災害への危険性が高い。
- ハード対策として、延焼防止のため小広場を設置したり、防火用水確保のため暗渠をせせらぎとして復活させたりするなどの対策がとられている。
- ソフト対策として、「太子堂ガイドブック」を発行したり、地域に伝承する民話に由来した「太子堂きつねまつり」を開催したりしている。こうした、地域の文化・歴史に根ざしたソフト的な活動によって、防災性の向上と地域の活性化を図っている。

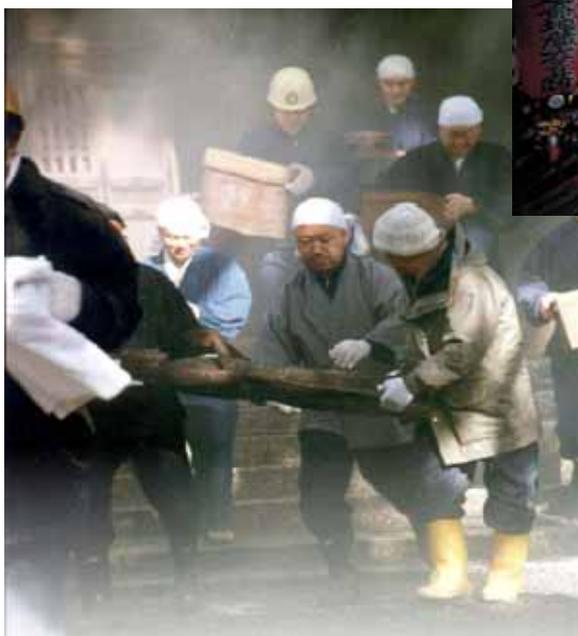


世田谷区太子堂 ポケットパーク (右) と「太子堂きつねまつり」のパンフ (左)
(地域防災データ総覧「防災まちづくり編」(財)消防科学総合センター)

住民ネットワークによる防災まちづくり

(京都市清水寺周辺)

- 京都市の清水寺付近は、路地・坂道に沿って木造建築物が並ぶ上、高齢化・少子化も進むなど、防災上の課題が多くみられた。
- 自治会や消防団など様々な住民組織が集まり、新たなネットワークとして「清水安全・安心まちづくり実行委員会」を結成し、周辺地域全体の防災について、市民が情報を交換しあったり、ワークショップを開いて議論したりしている。
- また、「清水寺警備団」が組織されており、平常時には放火などによる火災を防ぐため、パトロールを行い、災害時には、初期消火や通報、文化財の搬出を寺と協力して行うこととなっている。



産寧坂

(まちなみネット提供・三沢博昭撮影)

火災時に文化財を持出す訓練の様子
(京都市消防局提供)

伝統的まちなみの保全と防災のための自治体の施策 (京都市)

- 京都市では、平成 14 年「伝統的景観保全に係る防火上の措置条例」を制定した。
- 条例の該当地区では、準防火地域の指定が解除され、土塗り壁や木製格子戸など伝統的な外観を残すことができる。
- 本条例の適用対象として、建物内部の不燃化や、地区の防火活動の充実などを必須条件とすることにより、地域の総合的な防災性を向上させている。



京都市祇園町南側地区（（財）京都市・景観まちづくりセンター提供）

高山市三町伝統的建造物群保存地区の防災活動等 (岐阜県高山市)

高山市教育委員会において告示(昭和53年10月策定、平成8年3月改定)された高山市三町伝統的建造物群保存地区における管理、防災施設の計画を表-4.12.1に、これらの地区の防災活動の組織、内容を表-4.12.2に示す。

保存計画の方針

伝統的建造物については、歴史的価値ある外観及び構造耐力上主要な部分を可能な限り保存するため修理を実施し、伝統的建造物以外の構造物等については、できる限り伝統的建造物と調和するよう修景を施す。景観のポイントとして、また防災面から水量が豊富な側溝を残してゆき、伝統的建造物について、売却希望のあるものについては、公共団体で買上げ、公共施設として公開するなど地区保存に役立てるよう努力する。事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景事業等で所有者の行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業として行う。

表 - 4.12.1 管理施設及び防災施設の計画

項目	計画内容
管理施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存地区内の管理のために、標識、説明板、案内板等を地域内の必要箇所に設置する。 ・ 管理施設を設け、あわせて研究者の調査研究の便をはかることができるよう努力するものとする。
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、火災、風水害等防災に対する基本的意識の向上を図る。 ・ 火災予防の啓発を行う。 ・ 防災、防災対策を施した器具、製品を使用する。
自衛消防隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊の装備を充実し、育成を図る。 ・ 自衛消防隊内に防災精通者を育成する。 ・ 保存会は初期消火の訓練を計画的に行い、初動体制に万全を期す。
早期発見、通報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報ベル、自動火災警報装置を整備する。 ・ 火災等の早期発見、通報訓練を常時計画的に行う。
初期消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓、消火器、可搬ポンプ等を密度高く配置し、初期消火の設備を充実する。
防火水利の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震の貯水槽を設置する。 ・ 三町用水の水量を確保し、家の前の防火用水としての活用を図る。 ・ 宮川河川その他防火水利を確保する。
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋内から前後2方向へ出られるよう避難路を確保する。 ・ 土蔵間の通路を避難路として活用する。
地区防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸時代以来、防火帯として住民の安全を確保してきた土蔵を保存活用する。 ・ 土蔵は江戸～明治時代に建てられたものが多いため、白蟻駆除、軸組修理、塗壁修理を計画的に行う。 ・ 土蔵が既に取り壊されて防火帯としてつながらない部分は防火壁、防火隔壁等を設ける。 ・ 空地、道路、中庭等を防火帯として活用する。
地震対策、防火構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存地区内建築物、工作物等の修理・修景工事の際に、地震対策のための構造補強につとめる。 ・ その他防火対策上必要な処置を戸別又は共同で行う。 ・ 火気使用場所は特に防火対策につとめる。
町並保存会育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存地区内町並保存会の自主的防災活動を促進するため、保存会の育成を図る。

表 - 4.12.2(1) 防災活動の組織、内容

組織名	高山市自主防災組織
地域概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造町屋造りの古い町並み（伝統的建造物群保存地区等）においては、火災が発生すると大規模火災となる可能性が高く、過去においても、明治8年には千軒を越す大火災があった。（昭和11年には48軒の焼失有） ・
組織内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くは天明時代の火消方の組織、文政時代の火消組が主な組織であったが、近年では町内会等を中心した組織で、火の用心夜回り、自主防災組織の結成など、防火のみならず、防災に対する組織づくりを展開している。 ・ 初期消火活動を主体とした自主防災組織育成のため、平成2年度に「高山市自主防災組織育成指導計画」を作成し、これをもとに、初期消火資機材としての消火用ホース等格納庫361箇所（うち自主設置56箇所）、可搬式ポンプ19箇所、自主防災組織について、市内130町内会中129が結成されている。（H12年度現在） ・ 町内会を超えた組織として11の自衛消防隊が結成されている。（伝統的建造物群保存地区内の恵比寿台組、上三之町、上二之町各町並保存会においても結成） ・ 平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、平成8年度には「高山市自主防災組織育成要領」及び消防職・団員OBにより自主防災組織の育成・指導について支援を行う「高山市地域防災活動協力員設置要綱」を制定している。
活動状況 及び特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域組織の指導・育成については、消防職員だけでは限界があるため、地域に密着している防災職・団員OBを地域防災活動協力員に委嘱し、協力を依頼している。 ・ 火災発生時の初期消火活動以外の活動として、集中豪雨における河川・側溝の氾濫に対する水防活動（土嚢づみ）、土砂災害による道路通行止箇所や家屋侵入土砂の除去活動等が行われている。

表 - 4.12.2(2) 防災活動の組織、内容

	 <p>文化財防火デー訓練（H9.1.23） におけるトランシーバー交信風景</p>	 <p>早朝（午前6時半）の防火訓練</p>
<p>防災施設 及び 訓練風景</p>	 <p>可搬式ポンプにより揚水</p>	 <p>防火対策を施した土蔵</p>
	 <p>消火器箱</p>	 <p>ボタン式サイレン</p>

阪神・淡路大震災における文化財の復旧等について (兵庫県、大阪府、京都府)

阪神・淡路大震災により被害を受けた文化財の被害と修復の実態、復旧にあたっての問題、公的支援の事例等について以下に示す。

a) 重要文化財旧神戸居留地 15 番館の被災と復旧

この建物は明治 11～14 年に建てられた。当初はアメリカ領事館として使用されていたが、その後所有者は幾度となく変わり、現在は建材会社である(株)ノザワが所有しており、重要文化財には平成元年に指定されている。

震災の被害は、写真に示すようにほぼ完璧な全壊であった。



写真 - 4.13.1 被災直後の旧神戸居留地 15 番館

修復費用は総額 8 億 8 千万円の予算で、国が 70%、兵庫県、神戸市、所有者であるノザワがそれぞれ 10%、ノザワ負担分の半額が阪神淡路大震災復興基金から賄われた。

ノザワは文化財指定を受ける以前より、この建物の保存に努めていた。

旧神戸居留地 15 番館の修理方針は以下の 2 点に集約され、免震構法を中心に据えた方法が採用されることになった（図 - 4.13.1）。現在、旧神戸居留地 15 番館は普及されている。

文化財建築としての価値低下を招かない。つまり、文化財補修の基本方針である「建設当初の姿を復元する」ことを目指す。

重要文化財のため建築基準法の適用外となるが、建築基準法を満たす耐震基準を確保する（所有者は従来通り建物が使用されることを望んでおり、人命尊重の点からも耐震性を確保しなければならない）

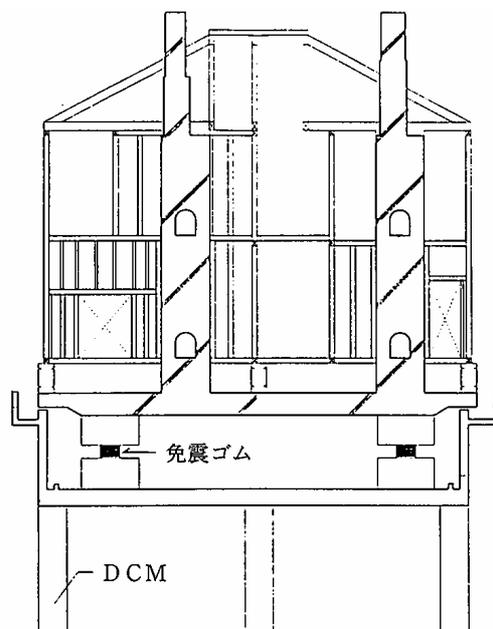


図 - 4.13.1 旧神戸居留地 15 番館に用いられた免震構法

b) 指定文化財と未指定文化財の問題

独自の文化財条例がない都市では、指定文化財のレベルに達している貴重な歴史的建造物が、十分な手当も行われずに消滅していった。

以下に再建および消滅の事例を示す。

再建の事例

建物は全壊したが、部材調査の結果、復旧が可能であると判断され再建された。

- ・旧神戸居留地 15 番館（国指定重要文化財）
- ・六甲八幡神社厄新宮本殿（兵庫県指定文化財）

消滅の事例

人命救助が先行されたため、全壊した部材の残存状況が悪く、やむなく指定が解除された。

- ・山邑家住宅（兵庫県指定文化財）
- ・山邑酒造酒蔵（兵庫県指定文化財）
- ・旧辰馬喜十郎店・酒蔵（兵庫県指定文化財）

建物が半壊し、部分的な公的補助もあったが所有者の負担が大きすぎて、指定を解除し、解体撤去された。

- ・住田家住宅（一宮町指定文化財）

所有者によっては、歴史的建造物の安全性に対する不安があり、震災以前から古い建物の建て替えを計画していて地震を契機に取り壊したという例が多い。

このように指定文化財でさえ保存が困難な中で、未指定の歴史的建造物は修復の公的補助をうけるシステムがなく、所有者個人の意志に任ざるをえない状況に置かれ、多くが失われた。

なお、被害を受けた歴史的建造物の取り扱いは、その種類によって次のように大きく分かれた。

国が指定もしくは選定した文化財

早急に被害状況の確認と修理方針及びそのための費用積算が行われた。

国指定：国宝・重要文化財、 国選定：重要伝統的建造物群保存地区
府県市町村指定文化財等

被災後 2 ヶ月程度の内には被害状況は把握されていたが、府県及び市町村の対応はまちまちであって、被災後の緊急措置として文化財であるか否かと無関係に撤去されたものや、文化財と知りつつも安全確保のために取り壊されたものもあり、修理・復旧のめどが全く立たず放置されたものもあった。

未指定の文化財

修復の可能性を検討されることなく破棄されたり、公的費用の援助を受けて撤去されたりした。

文化財とは公共的価値をもつものであり、その維持・修理に多大な費用がかかる場合もあるので、所有者に対して国や地方公共団体から補助金を支給することによる経済的支援（以下「公的支援」という）が行われるが、震災被害が甚大であったことから、通常以上の公的支援の他、以下の経済的支援が行われた。

地方公共団体に対して国から経済的支援が行われた。具体的には、被害を受けた国宝・重要文化財及び県・市町村指定文化財の災害復旧に地方公共団体が要した経費に対して、特別交付税の交付が行われた。

所有者に対しては、災害援助法指定地域内の被災文化財について準公的な支援として、兵庫県と神戸市で作った阪神・淡路大震災復興基金による助成、民間による支援として運輸省の管轄するモーターボート収益金による助成、文化財保護振興財団による助成が行われた。

上記経済的支援措置を資金の種類毎に表 - 4.13.2、文化財の種類別に表 - 4.13.3 に示す。

また、兵庫県・大阪府・京都府下における国指定文化財の破損状況及び修理方針を表 - 4.13.4～6 に示す。

表 - 4.13.2 文化財復旧修理の助成措置（兵庫県）

区 分	公的資金	準公的資金	民間資金
主 体	国・県・市町	復興基金	文化財保護振興財団 モーターボート収益基金
財 源	公費（税金）	交付税 宝くじ収益	個人・法人寄付 モーターボート収益他
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性・公平性（すべての指定文化財に同じ補助） ・宗教建築は要審査（告示行為により文化財の線引き確定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性（すべての指定文化財に助成） ・宗教建築は要審査（地域に根ざした文化的建造物として助成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定性・補完性（限定的補助も可） ・宗教建築も可（地域に根ざした文化的建造物として助成）
対 象 文化財	国・県・市町 指定文化財	国・県・市町指定文化財 未指定文化財 （歴史的建造物・ 文化的建造物）	未指定文化財（美術工芸 品・近代洋風建築） 国・県・指定文化財の補助対象外物件（小修理）
意 図	規制に対する損失補填 早急な復旧	早急な復旧支援のため 個人・法人所有者の負担軽減 歴史的建造物等所有者の復旧意識の啓発・負担軽減 寺社を中心とした地域に根ざした文化の復旧	文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成 行政対応困難な対象への補完的助成 復旧支援のため個人・法人所有者の負担軽減
補 助	国指定 90～95%（国・県・市町補助合計） 県指定 2/3（県・市町補助合計） 市町指定 1/2	所有者負担金の 1/2 未指定文化財 （500万円上限）	振興財団定額補助 （500万円上限） モーターボート （250～2500万円）
件 数	128 件	約 600 件（対象） 所有者からの申請で対応	約 100 件（対象） 所有者からの申請で対応

表一4.13.3 文化財被災復旧に関わる公的支援措置

区分	指定文化財				未指定文化財等	
	国指定	(国選定重伝建地区)	県指定	市町指定	神戸市景観条例	市町景観指定
制度	文化財保護法	法(神戸市景観条例)	文化財保護条例	文化財保護条例	神戸市景観条例等	都市景観条例等
	○	○(主に外観)	○	○	○(主に外観)	△(外観のみ)
補助	50~85%	1/3	-	-	-	-
	16.6~5%	-	1/3	-	-	-
	16.6~5%	1/3	1/3	1/2	1/2(上限500万円)	市町から300万円以下補助
	16.6~5%	1/3	1/3	1/2	1/2	1/2
常	-	-	(地域文化財保全事業)	(地域文化財保全事業)	-	景観基金から300万円補助
	-	-	-	-	(市の低利融資制度)	-
融	固定資産税非課税指定寄附金	建物の固定資産税の非課税	-	-	-	-
	70~85%	63%	-	-	-	-
復興	10~5%	13.5%	1/3	-	-	-
	10~5%	13.5%	1/3	1/2	1/2(上限500万円)	市町から300万円以下補助
	5~2.5%	5%	1/6	1/4	1/2	1/2
	5~2.5%	5%	1/6	1/4	1/4(原即250万円以下補助)	1/2(上限500万円)
復興	モーターボート基金	-	(100万円以下の事業等)	-	-	-
	文化財保護振興財団	-	(個人所有者の内部)	特に負担に構えない場合	-	(一部に定額補助制度)
復興	その他	-	(地域文化財保全事業)	(地域文化財保全事業)	-	(一部に定額補助制度)
	-	-	-	-	(市の低利融資制度)	景観基金から300万円以下補助
復興	固定資産税の非課税等	建物の固定資産税の非課税	-	-	-	-
	指定寄附金	-	(公益法人等の所有する建物の修理、復旧費用が指定寄附金の対象)	-	-	-
被災状況調査	国(県・市町等)	神戸市(国・府県)	府県・市町	市町(日本建築学会)	神戸市(日本建築学会)	日本建築学会近畿支部等
防災研究	文化庁(調査研究協力者会議)	-	-	文部省科学研究費補助金(代表者・京都大学加藤邦男教授)	-	-

表 - 4.13.4(1) 兵庫県下の国指定文化財破損状況及び修理方針

No.	区分	文化財の名称	所在地	所有者等	破損状況	修理方針
1	A	旧神戸居留地十五番館(明治14年頃)	神戸市中央区浪花町15番地	ノザワ	全壊	解体修理
2	A	旧トーマス住宅(明治42年)	神戸市中央区北野3丁目13-3	神戸市	屋根破損、煙突落下、煉瓦壁漆喰壁亀裂	部分修理(屋根・煙突・煉瓦漆喰壁)
3	A	本興寺方丈/開山堂(元和3年/元和3年移築)	尼崎市開明町3-13	本興寺	方丈:屋根破損・軒部大破 開山道:軸部移動・壁破損	方丈:半解体修理 開山道:部分修理
4	A	旧山邑家住宅(大正13年)	芦屋市山手町173	淀川製鋼所	区軀剪断亀裂・壁破損	部分修理・補修
5	A	旧岡田家住宅(江戸時代中期)	伊丹市宮ノ前2丁目193	伊丹市	西北部分崩壊 屋根瓦崩落、柱傾斜	半解体修理
6	A	明石城巽櫓・坤櫓(江戸時代前期)	明石市明石公園	兵庫県	石垣沈下、櫓傾斜	曳屋、石垣解体修理
7	B	旧ハッサム住宅(明治35年)	神戸市中央区中山手通5丁目1番地相楽園地内	神戸市	壁亀裂、落下	部分修理(壁・煙突他)
8	B	小林家住宅(明治36年)	神戸市中央区北野3丁目13-3	小林正二他4名	煙突落下、屋根破損、漆喰壁亀裂	部分修理(屋根・煙突・漆喰壁)
9	B	如意寺阿弥陀堂/文殊堂(鎌倉時代/室町時代中期)	神戸市西区櫛谷町谷口259	如意寺	阿弥陀堂:亀裂、軒下叩亀裂 文殊堂:屋根破損、壁亀裂	部分修理(亀裂・軒下叩)
10	D	太山寺本堂/仁王門(国宝・弘安8年/室町時代中期)	神戸市西区伊川谷町前開	太山寺	本堂:亀腹亀裂 仁王道:側面漆喰壁落下	本堂:部分修理 仁王門:部分修理
11	B	西宮神社表大門/大練塀(慶長9年/鎌倉時代)	西宮市社家町1-17	西宮神社	表大門:柱亀裂・挟じれ 大練塀:倒壊	表大門:半解体修理 大練塀:解体修理
12	B	朝光寺本堂(国宝/応永20年)	加東郡杜町畑609	朝光寺	壁亀裂・剥離	部分修理(漆喰壁)
13	B	一乗寺本堂他	加西市坂本町821-17	一乗寺	配水管破裂、消火栓漏水、火災報知設備破損	部分修理(防災施設)
14	C	旧小寺家厩舎(明治40年頃)	神戸市中央区中山手通5丁目1番地相楽園地内	神戸市	煉瓦壁亀裂	部分修理(煉瓦壁他)
15	C	旧ハンター住宅(明治40年)	神戸市灘区青谷町1-1-4	神戸市	2階東側壁亀裂、煙突落下	部分修理(東側壁・煙突他)
16	C	八幡神社(中筋)(室町時代中期)	宝塚市中筋2丁目91	八幡神社	全壊	解体修理

表 - 4.13.4(2) 兵庫県下の国指定文化財破損状況及び修理方針

No.	区分	文化財の名称	所在地	所有者等	破損状況	修理方針
17	建造物	C 長遠寺本堂/多宝塔 (元和9年/慶長12年)	尼崎市寺町10	長遠寺	本堂：屋根・壁破損、傾斜 多宝塔：上部変形・傾斜	本堂：部分修理 多宝塔：半解体修理
18		C 満願寺九重塔(正応6年)	川西市満願寺字籬東4	満願寺	転倒	部分修理
19	重伝建	重要伝統的建造物群保存地区	神戸市中央区北野町	神戸市	洋館：26件 和館：6件	部分修理他
20	美術 工芸品	袈裟褌文銅鐸等	神戸市中央区加納町6-7	神戸市	カケ・クラッチ・スレ痕跡	部分修理
21		木造十一面観音立像	神戸市兵庫区北逆瀬川町55	能福寺	頭部左全面割損	部分修理
22	美術 工芸品	木造日光月光菩薩立像	神戸市北区長尾町宅原417	多聞寺	日光菩薩：左足先損傷 月光菩薩：右手首・光背損傷	部分修理
23		木造阿弥陀如来立像 木造善導大師坐像	西宮市津門西口町14-12	昌林寺	木造阿弥陀如来立像： 右手首脱等 木造善導大師坐像： 膝部分損傷	部分修理
24	有形民俗	灘の酒造用具	神戸市灘区魚崎西町1丁目9-1	菊正宗酒造	303点の内破損6点、半壊2点、部分破損10点、分解3点	保存修理
25	史跡	有岡城跡	伊丹市宮ノ前3丁目	伊丹市	石垣落下	部分修理(石垣積直し)
26		多田院	川西市多田院字多田所1	多田神社	築地塀瓦破損	部分修理
27		楠木正成墓碑	神戸市中央区多聞通3丁目1	湊川神社	墓碑倒壊	部分修理(組立・一部補填)
28		和田岬砲台	神戸市兵庫区和田岬町1	三菱重工業	入口扉変形・一部石材割損	部分修理(入口・割損部)
29		五色塚古墳	神戸市垂水区西垂水町五色山4丁目1	神戸市	斜面地割れ	部分修理(崩落部補強)

表 - 4.13.5 大阪府下の国指定文化財破損状況及び修理方針

No.	区分	文化財の名称	所在地	所有者等	破損状況	修理方針	
1	建造物	四天王寺石舞台 (元和9年)	大阪市四天王寺区 四天王寺1丁目	四天王寺	礎石・束石等の傾斜移動	半解体修理	
2		奥田家住宅主屋 (江戸前期)	大阪市平野区加美 鞍作町	奥田邸 保存会	庇前方移動、仕口弛緩、 壁亀裂	部分修理	
3		願泉寺本堂・表門 (寛文3年)	貝塚市中 846	願泉寺	壁亀裂、表門彫刻落下破損	部分修理	
4		海会寺本堂・庫裏及 び門廊(江戸前期)	堺市南旅籠町東 3 丁	海会寺	建具破損、壁亀裂	部分修理	
5		山口家住宅(江戸前 期)	堺市錦之町東 1 丁 2 番 31 号	山口進	壁落下、壁亀裂	部分修理	
6		高林家住宅(江戸中 期)	堺市百舌鳥赤畑町 5 丁 647 番地	高林水統	壁落下、壁亀裂	部分修理	
7		旧鴻池新田会所主屋 他(宝永4年)	東大阪市鴻池元町 674	東大阪市	壁剥落、壁亀裂	部分修理	
8		北田家住宅主屋他 (江戸中期)	交野市大字私部 3173	北田陽一	庇仕口弛緩、壁亀裂	部分修理	
9		叡福寺多宝塔(承応 元年)	南河内郡太子町大 字太子	叡福寺	瓦一部脱落、壁剥離	部分修理	
10		八坂神社本殿(慶長 15年)	池田市神田 4 丁目	八坂神社	全体移動	部分修理	
11		五社神社十三重塔 (室町前期)	池田市鉢塚 2 丁目	五社神社	五層以上転倒	解体修理	
12		久安寺楼門(室町中 期)	池田市伏尾町	久安寺	壁剥落	部分修理	
13		降井家書院(江戸前 期)	泉南郡熊取町大字 大久保 1 番地	降井多聞	壁亀裂	部分修理	
14		原田神社本殿(慶安 5 年)	豊中市桜塚 1 丁目	原田神社	全体移動、肘木等破損	部分修理	
15		水無瀬神宮茶室/客殿 (江戸前期/桃山時 代)	三島郡島本町広瀬 3 丁目	水無瀬神宮	壁亀裂、建具他各所破損 建具破損	部分修理	
16		旧杉山家住宅(江戸 前期)	富田林市富田林町 14 - 31	富田林市	壁亀裂	部分修理	
17	有形民俗	白川の合掌造	豊中市服部緑地	日本民家 集落博物館	主屋及び便所の傾斜	部分修理	
18	史跡	緒方洪庵旧宅及び塾	大阪市中央区北浜 3 丁目	国(文部省)	壁・柱の一部亀裂、瓦の 一部落下等	部分修理	
19		鴻池新田会所跡	東大阪市鴻池元町 674 - 13 他	東大阪市	蔵の壁の亀裂等	実施中の解体 修理の中で部 分修理	
20		郡山宿本陣	茨木市道祖本	国(土地) 梶洗(建物)	主屋のゆがみ、蔵部分・ 門崩壊、土塀破損	実施中の解体 修理の一部と して修理	
21		土佐十一烈士墓	堺市宿屋町東 3 丁	堺市	墓標のずれ、土塀の破損	部分修理	
22		今城塚古墳附新池埴 輪製作遺跡	高槻市郡家	高槻市	今城塚古墳の標柱の倒 壊	修復	
23		桜塚古墳群	豊中市岡町	豊中市	整備時の盛土等に亀裂	修復	
24		桜井駅跡	島本町桜井	大阪府	駅が倒壊	修復	
25		名勝	箕面山	箕面市箕面公園	大阪府	名勝内道路法面崩落	修復

表 - 4.13.6 京都府下の国指定文化財破損状況及び修理方針

No.	区分	文化財の名称	所在地	所有者等	破損状況	修理方針
1	建造物	同志社ハリス理化学館（明治23年） 同志社クラーク記念館（明治27年）	京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町	同志社	北妻飾煙突ずれ、笠石・瓦ずれ、鏡石・煉瓦落	部分修理
2		東福寺禅堂（選仏場）（室町前期）	京都市東山区本町15丁目	東福寺	壁亀裂、チリ廻り破損	部分修理
3		六波羅蜜寺本堂（貞治2年）	京都市東山区松原通大和大路東入2丁目轆轤町	六波羅蜜寺	壁亀裂	部分修理
4		角屋（江戸時代中期～後期）	京都市下京区西新屋敷揚屋町32	角屋保存会	壁亀裂、チリ廻り破損、障壁及び襖亀裂	部分修理
5		醍醐寺五重塔（天曆6年）醍醐寺金塔（平安後期）	京都市伏見区醍醐伽藍町	醍醐寺	壁チリ廻り破損 壁亀裂、チリ廻り破損	部分修理
6		三宝院殿堂表書院	京都市伏見区醍醐東大路町	醍醐寺	壁亀裂、チリ廻り破損	部分修理
7		醍醐寺清滝宮拝殿・薬師堂・開山堂・如意輪堂	京都市伏見区醍醐醍醐山	醍醐寺	防災施設破損	防災施設修復
8		仁和寺金堂、仁和寺五重塔他	京都市右京区御室大内	仁和寺	防災施設破損	防災施設修復
9		向日神社本殿	向日市向日町北山	向日神社	覆屋破損	覆屋修理
10	美術工芸品	大覚寺障壁画（桃山～江戸時代）	京都市右京区嵯峨大沢町	大覚寺	障壁画の亀裂	解体修理
11		木造十大弟子立像10軀他1件（平安時代）	京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町	清涼寺	倒壊	解体修理
12		木造聖観音立像1軀他1件（平安時代）	京都市右京区太秦蜂岡町	広陵寺	倒壊	解体修理
13		木造千手観音立像1,001軀（鎌倉時代）	京都市東山区三十三間堂廻町657	妙法院	小破損	部分修理
14	記念物	特別名勝龍安寺方丈庭園（室町時代）	京都市右京区龍安寺御陵下町	龍安寺	土堀の破損	一部解体修理
15		史跡仁和寺御所跡（平安時代）	京都市右京区御室大内	仁和寺	土蔵壁の亀裂	部分修理
16		名勝滴翠園（江戸時代）	京都市下京区堀川通花屋町下ル	本願寺	石灯籠の倒壊	破損部分修理及び積み直し
17		名勝燕庵庭園（江戸時代）	京都市下京区西洞院通正面	藪内燕庵	石灯籠の倒壊、壁亀裂	積み直し及び壁修理
18		史跡松花堂及びその跡（江戸時代）	八幡氏八幡女郎花	八幡市	松花堂茶室の壁及び屋根破損	屋根葺替、部分修理